

新型コロナウイルス感染拡大防止対策 店舗改装費補助事業 (特例の適用) Q&A

Q1. 通例とどこが違うのか？

A1. 補助の上限を50万円とし、補助率を2/3、対象工事費用の下限を撤廃しております。

※通例は補助の上限が40万円、補助率1/2、対象工事費用の下限が40万円となっています。

Q2. 第1弾のようにどの事業者でも活用できるのか？

A2. 第2弾では、自粛ムードにて遠のいている客足を回復するには安心して来店できる感染防止対策が必須であるとの考えから、来店してもらう事が主である飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の店舗を対象としております。

Q3. 飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の店舗とは？

A3. 日本産業分類の大分類【I：卸売業、小売業】【M：宿泊業、飲食サービス業】【N：生活関連サービス業、娯楽業】中の中分類番号57～60に分類される『小売業』、中分類番号76に分類される『飲食店』、中分類番号78～79に分類される『生活関連サービス業』に属する市内の店舗を対象としております。

※7～8ページの対象業種一覧表を参考

※日本産業分類へはQRコードから参照ください



Q4. どのような工事が対象となるのか？

A4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を目的とした、店舗の換気向上工事、店舗の密集対策工事について、第2弾の特例の対象工事としております。

Q5. 対象工事と対象外工事はどんなものがあげられるか？

A5.

	① 店舗の換気向上工事	② 店舗の密集対策工事
対象となる 主な工事	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能換気設備（熱交換機能付のもの） ・換気システムの設置 ・業務用エアコンの設置 ・換気機能付の家庭用エアコンの設置 ・お客と接する空間の換気扇、窓、網戸の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・個室に伴う壁の増設工事 ・間仕切りの設置（半個室化） ・ブラインド設置工事 ・ロールスクリーン設置工事
対象外の 主な工事	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにある設備の修繕工事 ・厨房の換気扇工事（お客と接しない場所） ・家庭用エアコンの設置（換気機能付を除く） ・備品（動かせるもの）の購入、設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにある設備の修繕工事 ・すでにある個室に対するグレードアップ

※主な工事なので、これ以外の工事内容にて疑問点等あれば問い合わせください。

Q5-1. 家庭用エアコンは全て対象外なのか？ (R3.4.13 追加)

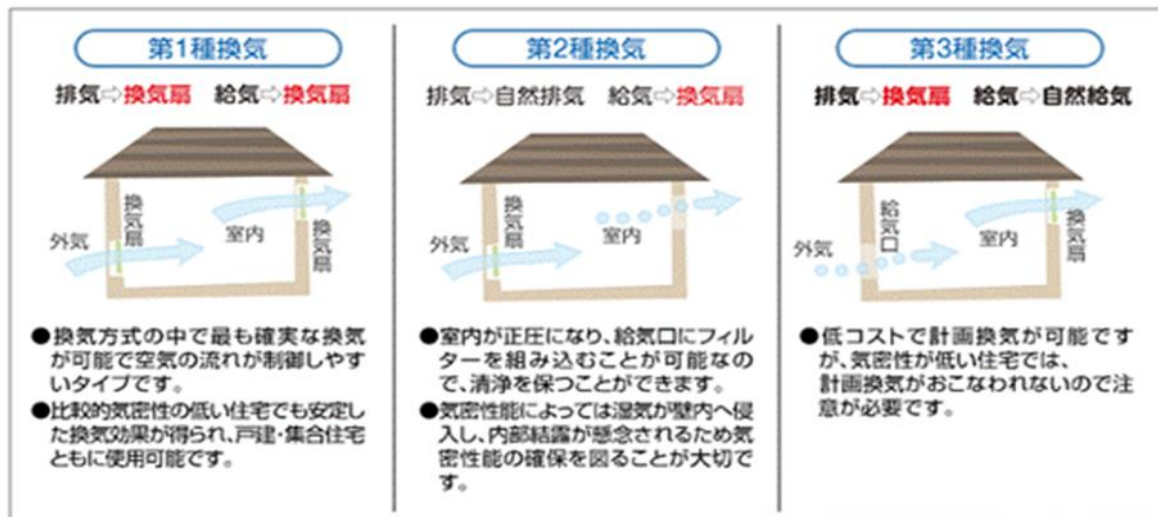
A5-1. 換気向上対策が目的のため、換気機能付の家庭用エアコンは可とします。

Q5-2. 空気清浄機能付エアコンは対象になるのか？ (R3.4.13 追加)

A5-2. 換気向上対策が目的のため、空気清浄機能の有無は関係なく、家庭用か業務用かにより判断します。

Q5-3. 換気システムとはどういうものか？ (R3.4.13 追加)

A5-3. 《参考》「Panasonic 住まいの設備と建材」より

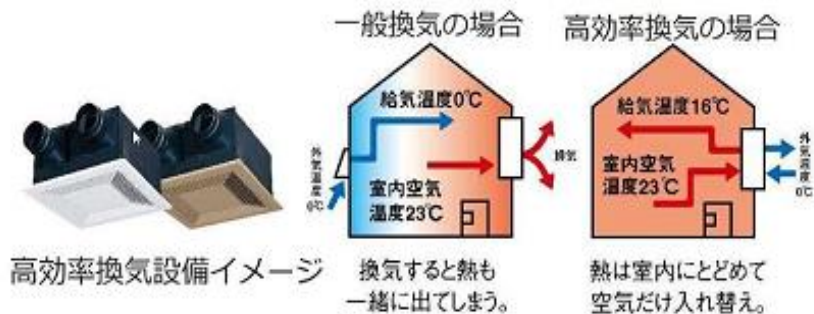


Q5-4. 高機能換気設備とはどういものか？

(R3.4.13 追加)

A5-4. (暖房の場合) 一般的な換気だと、排気の際に熱を放出し、冷たい空気を給気するため、暖房効率が悪くなり、光熱費が上がる懸念がありますが、高機能換気設備(熱交換機能)を導入することで、熱を室内にとどめることができ、光熱費削減に繋がるという設備です。

冬が寒い北海道では、窓を開けずに換気が可能で、室内の温度を保つことができるこの設備は有効なものと考えます。



Q6. 過去に市の商業関係の補助金を受けている店舗も補助対象となるか？

A6. この特例は、昨年の特例で補助を利用した店舗については、対象外となります。第1弾で特例の補助を利用した事業者が、複数の店舗を経営している場合には、別の店舗であれば申請する事は可能です。

Q7. 市商連や商店会、商工会議所などに加盟する必要はあるか？

A7. この特例は、加盟の有無を問いませんが、他の補助金を受ける際や、地域の町おこしに繋がる観点から、団体等に加盟することを推奨します。

Q8. 工事実施事業者は市内業者に限るか？

A8. 施工業者は市内の事業者に限ります。

Q9. 中小企業と小規模事業者とは？

A9. 中小企業基本法第2条で定められている事業者のことをいいます。

(抜粋 中小企業基本法第2条第1項 中小企業の定義)

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(抜粋 中小企業基本法第2条第5項 小規模事業者の定義)

- 五 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

Q9-1. みなし大企業（大企業の子会社）が実施する店舗改装は補助対象となるか？ (R3.5.10 追加)

A9-1. その子会社自体が中小企業基本法第2条で定められている事業者で、本市に納税があり、滞納が無い事業者であれば、市内の店舗について対象となります。

Q10. 書類の申請方法はどのようにしたらよいか？ (R3.6.22 変更)

A10. 申請書の提出は、感染防止のため郵送にてお願いします。郵便物の追跡が可能で、配達時に受取確認がされるもの（書留やレターパックプラス等）を推奨いたします。不明点等の確認や、申請書を渡す等のやりとりにて、窓口での対応も可能です。不備や確認事項があった場合は連絡させていただくため、連絡の取りやすい電話番号を必ず記載願います。

《郵送先》〒053-8790 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市産業経済部商業振興課 店舗改装費補助事業（特例）担当

《申請期限》 令和3年5月31日(月) ~~※必着~~

※二次募集 令和3年7月31日(土) ※消印有効

Q11. 第1弾のように先着順なのか？ (R3.6.22 変更)

A11. 先着順だと第1弾のように申請が殺到することが予想されるため、第2弾では、申請期間を決めてスケジュールを設定しました。二次募集でも同様に別途スケジュールを設定いたします。交付決定は先着順ではなく、申請多数の場合は抽選となります。

● 《申請受付期間》

一次募集：令和3年4月1日(木)から令和3年5月31日(月)まで

~~※必着（応募多数の場合は抽選）~~

二次募集：令和3年7月1日(木)から令和3年7月31日(土)まで

※消印有効（応募多数の場合は抽選）

● 《工事実施期間》

一次募集：交付決定後から8月31日(火)まで

~~※交付決定前の実施工事は対象外~~

二次募集：交付決定後から10月31日(日)まで

※交付決定前の実施工事は対象外

● 《実績報告》

工事及び支払完了後に実績報告を令和3年12月28日(火)までに順次提出

Q11-1. 工事実施期間に工事が完了しない場合は補助対象外となるのか
(R3.6.22 追加)

A11-1. 少しでも早く工事を実施し、集客に繋がればとの考えから、工事実施期間を設定しましたが、交付決定後に工期を決定することを考えると、資材の納期や人手確保の関係で、一次募集、二次募集それぞれ設定された工事実施期間内までに工事が終わらない場合も想定されます。

その際は、連絡を頂いたうえで、工事実施期間について柔軟に対応いたします。

Q12. キッチンカーの営業に関わる工事は対象になるのか？

A12. キッチンカーは店舗ではないため、本補助事業については対象外となります。

Q13. 消防法や建築基準法に関わる申請は必要か？
(R3.7.6 追加)

A13. 消防用設備に変更があった場合届出が必要となります。間仕切り変更等により火災警報器が追加及び移動となる場合が該当します。また、エアコン等の吹出口は火災警報器から 1.5m 以上離す必要がありますので、消防法を遵守し工事説明書に従って工事を行うようお願いいたします。

更に、飲食店等のブラインド等には防災処理を施している素材の仕様が必要です。未仕様の場合、新型コロナウイルス収束後に撤去が必要となります。

※不明な点がありましたら、消防本部予防室査察担当までご相談ください。

(84-5029)。

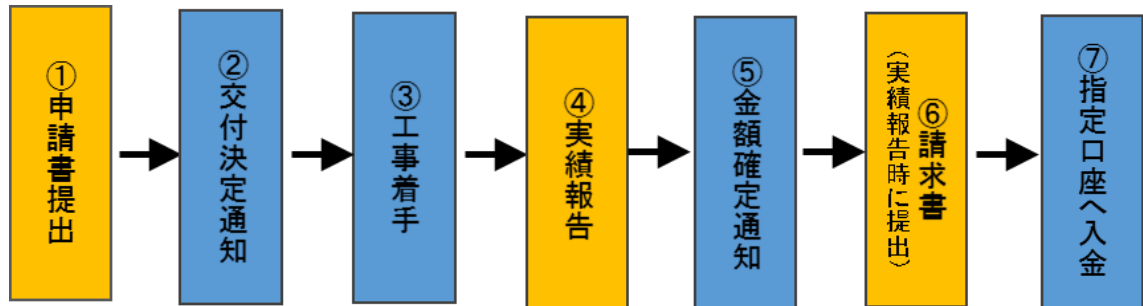
また、工事の内容によっては、建築基準法の申請が必要になる場合があります。また、申請が不要の場合であっても、建築基準法の規定を遵守する必要があります。工事施工者、建築士等と協議の上、法律に違反しない対応をお願いします。

※不明な点がありましたら、建築指導課建築確認係までご相談ください。

(32-6522)。

Q14. 申請から入金までの流れは？

A14.



①申請書提出時の必要書類につきましては、申請書その他、工事の見積書、撮影日が入った工事予定箇所の写真、誓約書兼同意書、法人事業者は役員等の一覧表名簿を提出いただきます。

提出書類にて確認が必要となった場合は、電話や窓口等で、申請者に直接工事内容の確認を行い、場合によっては現地確認も行いながら、交付決定の判断を行い、②交付決定通知を送付いたします。

交付決定を受けた申請者は、交付決定後に③工事着手していただき、工事及び支払が完了した後に④実績報告を順次提出していただきます。必要書類につきましては、報告書その他、工事の請求書、領収書、撮影日が入った工事完了箇所の写真を提出いただきます。ここでも内容確認が必要な場合は、申請受付時と同様の確認を行い、順次⑤金額確定通知を送付いたします。

確定通知送付後に、申請者から補助金の⑥請求書を提出いただくこととなりますが、事業者がいち早く補助金が渡るように、実績報告時に請求書と通帳の写しを同時に提出いただくことで、金額確定後直ちに支出ができる事務処理を進めます。

不備が無ければ、請求書提出後から10日間程度で⑦指定口座へ入金となる予定です。

Q15. 電子申請は可能か？

A15. 電子申請は行っておりません。市ホームページ等から申請様式をダウンロードの上、原則郵便での申請を基本とさせていただきます。各様式は市役所9階緊急経済対策給付金室の窓口でも用意しております。

Q16. 法人の本社が市外でも対象になるのか？

A16. 本市に納税があり、滞納が無い事業者であれば、市内の店舗について対象となります。

Q17. 個人の居住地が市外でも対象になるのか？

A17. 法人と同様、本市に納税があり、滞納が無い事業者であれば、市内で経営している店舗であれば対象となります。

Q18. 個人の居住地が市内であれば、市外の店舗でも対象になるのか？

A18. 市内で経営している店舗を対象としているので、市外で経営している店舗は対象外となります。

Q19. 対象とならない事業者は？

A19. 次のいずれかに該当する事業者は、申請の対象外となります。

- ① 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当するもの。
- ② 法人税法別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの。

Q20. 二次募集の内容とは？ (R3.6.22 追加)

A20. 令和3年5月31日(月)まで店舗改装(特例)の申請受付を行った結果、予算の範囲内で適正な内容の申請について、全件交付決定を行いました。同様の対象事業者、対象業種、対象工事にて、予算の範囲内で下記の日程で二次募集を行います。

- 申請受付 令和3年7月1日(木)～令和3年7月31日(土)
※消印有効、応募多数の場合は抽選
- 工事実施 交付決定後～令和3年10月31日(日)
- 実績報告 支払完了後～令和3年12月28日(火) ※必着

参考 対象店舗の業種

大分類 1: 卸売業、小売業	
中分類 57	繊維・衣服・身の回り品小売業
57-10	呉服・服地・寝具小売業
57-20	男子服小売業
57-30	婦人・子供服小売業
57-40	靴・履物小売業
57-90	その他の織物・衣服・身の回り品小売業（かばん、袋物、下着、洋品雑貨、小間物、傘、ステッキ等）
中分類 58	飲食料品小売業
58-20	野菜・果実小売業
58-30	食肉小売業
58-40	鮮魚小売業
58-50	酒小売業
58-60	菓子・パン小売業
58-90	その他の飲食料品小売業（折詰料理、惣菜、酒類以外の飲料、米麦、雑穀、豆類、加工食品、水産物及び農産物の乾物等）
中分類 59	機械器具小売業
59-10	自動車小売業
59-20	自転車小売業
59-30	その他機械器具小売業（家庭用電気機械器具、電気事務機械器具、それらの部品、付属品等）
中分類 60	その他の小売業
60-10	家具・建具・畳小売業
60-20	じゅう器小売業
60-30	医薬品・化粧品小売業
60-40	農耕用品小売業
60-50	燃料小売業
60-60	書籍・文房具小売業
60-70	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
60-80	写真機・時計・眼鏡小売業
60-90	その他小売業（花及び植木、ペット及びペット用品、骨とう品、分類されない中古品、たばこ及び喫煙具、建築材料、金・銀加工製品及び宝石類、美術品、名刺、印章等）

大分類 M：宿泊業、飲食サービス業		
中分類	76 飲食店	
	76-10 食堂・レストラン	
	76-21 和食、牛丼、和風料理店	
	76-22 ラーメン・中華料理店	
	76-23 焼肉店	
	76-24 料亭・洋食・カレー・スパゲッティ・ステーキハウス・各国料理店	
	76-30 そば・うどん店	
	76-40 すし店	
	76-50 酒場、ビヤホール	
	76-60 バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	
	76-70 喫茶店	
	76-91 ハンバーガー店	
	76-92 お好み焼・焼きそば・たこ焼店	
76-93 その他の飲食店（大福、今川焼、アイスクリーム、サンドイッチ、フライドチキン、ドーナツ等）		
大分類 N：生活関連サービス業、娯楽業		
中分類	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
	78-11 クリーニング業	
	78-12 リネンサプライ業	
	78-20 理容業	
	78-30 美容業	
	78-40 浴場業	
	78-50 温泉、サウナ、その他の公衆浴場業	
	78-90 その他の洗濯・理容・美容・浴場業（エステティック、リラクゼーション、ボディケア、セラピー、ネイルサービス業等）	
	中分類 79 その他の生活関連サービス業	
	79-10 旅行業	
	79-30 衣服裁縫修理業	
	79-40 物品預かり業	
	79-61 葬儀業	
79-62 結婚式場業		
79-91 写真プリント、現像・焼付業		
79-92 その他生活関連サービス業（個人を対象としてサービスを提供する事業）		